

# 三重県手話言語に関する条例 (仮称)の制定に関する要望

一般社団法人三重県聴覚障害者協会  
三重県手話通訳問題研究会  
三重県手話サークル連絡協議会

# 『県南部・北部地域への情報提供、相談、 災害支援体制の拠点設置』

## 【現状の課題】

- **意思疎通の障壁**（地域に相談に行くところがない）
- **社会資源の拡充**（県北部、南部の地域格差、聴覚障害者への支援が必要になっている）
- **災害時への支援拠点の拡充**（全国でも例を見ない三重県聴覚障害者支援センターの機能）

# 『一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育環境の整備と障害の状態や特性に応じた教材の充実』

## 【現状の課題】

- **教育を受ける権利**（教育を受ける、学習をする際に聴覚障害が障壁であってはならない）
- **教育環境の整備を**（一人ひとりの聴覚障害の特性にあわせた意思疎通手段の選択と教材の充実を）
- **ろう学校教員の研修の充実**（聞こえない子どもへの学力向上支援）

# 『聴覚障害者が日常生活の場面で円滑に 情報取得や意思疎通を図れる環境の整備』

## 【現状の課題】

- **意思疎通支援の高度化と充実**（司法・選挙・医療等、専門的な内容  
派遣事業の未実施地域）
- **意思疎通支援者の不足**（求められる技術や専門性に見合う  
身分保障と養成）
- **公的機関への設置の少なさ**（公的機関への意思疎通支援者の配置、  
身分保障を含めた体制整備）

# 『手話通訳電話リレーサービスの環境整備』

## 【現状の課題】

- 生活上で、電話で意思疎通を図れないことの困難さ  
(電話リレーサービスの実施)
- 手話通訳電話リレーサービスへの期待とニーズ  
(日本財団による利用登録公募の際、  
わずか1時間程度で定員に達した)
- 地域自治体がサービスを単独で行うことの難しさ  
(市町をフォローできる体制整備)

# 『公共施設・機関、観光施設等で 聴覚障害者へ意思疎通や情報提供を行える、 遠隔手話通訳サービス環境の整備』

## 【現状の課題】

- 公共施設や公共交通機関からの音声情報を受け取れない  
(視覚的な情報で受け取れる環境を)
- 障害者差別解消法における「合理的配慮」は  
(聴覚障害者に「言語」「コミュニケーション方法」  
選択の機会と提供の機会を与える)
- 全国有数の観光県である三重県として  
(公共施設、公共交通機関、観光地に遠隔手話通訳サービスを)

## 『条例における財政措置及び手話施策推進会議の設置』

- 三重県における手話施策推進のために、財政の裏付けを
- 施策推進方針や実施状況をともに話し合うために、  
手話施策推進会議を

# 『一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育環境の整備と障害の状態や特性に応じた教材の充実』について求めるもの

- ・聾学校へ赴任前の手話講習等を充実させる。
- ・聾教員や手話通訳資格取得者や手話検定試験1級保有者等の手話に通じた教員の積極的な採用。



# 『聴覚障害者が日常生活の場面で円滑に 情報取得や意思疎通を図れる環境の整 備』について求めるもの

- ① 県民コミュニケーション支援、情報保障
- ② 聴覚障害者の暮らしの課題の抽出
- ③ 地域の社会資源と連携した制度運用
- ④ 自治体職員、地域全体のコミュニケーション力を高める
- ⑤ 障害者に関わる地域課題を施策立案、運用につなげる

# 5つの事を実現させるためには、設置手話通訳者並びに手話通訳者の処遇の改善並びに配置の拡充が必要

- 2011.3に全国手話通訳問題研究会が行った全国調査では公的機関に雇用されている手話通訳者(設置通訳者等)の9割が非正規職員

- 年齢構成は、50歳以上の方が約60%

- 平均月収は17万円以下

三重県に於いても設置通訳者は非正規職員の身分の方が9割以上

## 処遇の改善について

- ・三重県庁の設置通訳者の正規職員としての雇用を行う。
- ・三重県の公的機関の職員採用試験時に、手話通訳者(士)の資格を認定し雇用を行う。
- ・登録通訳者の通訳報酬の見直しを行う。

# 『条例における財政措置及び手話施策推進会議の設置』に求めるもの

- ・言語条例は施行後どのように聴覚障害者の方の社会参加が保障され、暮らしやすさに反映されているかが重要であると考えます。このため、聴覚障害者の方の暮らしに重点を置き活動している団体を手話施策推進会議のメンバーとして設置を行う事を求めます。